弁理士法施行規則(平成十二年通商産業省令第四百十一号) 弁理士法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)

教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百四条に規定する法令に関する研究を除く。次号において同じ。)により学校「第三条の表の上欄の第六号に掲げる科目に関する研究におい「第三条の表の上欄の第六号に掲げる科目に関する研究におい「大の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科第六条 法第十一条第六号に規定する経済産業省令で定める者は	日次   日次   日次   日次   日次   日次   日次   日次	改正
択問題に対応する第三条の表の上欄に掲げる科目第百四条に規定する修士又は博士の学位を有する者 当該選野の研究により学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)目について行う試験を免除する。 次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科第六条 法第十一条第六号に規定する経済産業省令で定める者は	日次   第一章   仲裁機関の指定(第一条)   第二章	現

る論文の審査に合格した者 修士又は博士の学位を有する者のうち、 当該科目 当該学位の授与に係

要件として定める論文の審査に合格した者 合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認め でに掲げるいずれかの科目について弁理士試験の筆記試験に 定める一定の単位を修得し、 める学位を有する者のうち、 より学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定 技術士であって、第三条の表の上欄の第一号から第五号ま 第三条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究に かつ、当該専門職大学院が修了 専門職大学院が修了要件として 当該科目

当該科目

#### (略)

任技術者免状の交付を受けている者 第三条の表の上欄の第 二号に掲げる科目 項に規定する第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) 第四十四条第

証書の交付を受けている者であって、第三条の表の上欄の第十九号) 第六条第二項の規定により情報処理技術者試験合格 五号に掲げる科目について弁理士試験の筆記試験に合格した 者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者 薬剤師 情報処理技術者試験規則(昭和四十五年通商産業省令第五 第三条の表の上欄の第三号に掲げる科目 当

五

る者 合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認め でに掲げるいずれかの科目について弁理士試験の筆記試験に 技術士であって、第三条の表の上欄の第一号から第六号ま

#### 四三 (略)

任技術者免状の交付を受けている者 三号に掲げる科目 一項に規定する第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) 第四十四条第 第三条の表の上欄の第

四号に掲げる科目について弁理士試験の筆記試験に合格した 証書の交付を受けている者であって、第三条の表の上欄の第 者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者 十九号)第六条第二項の規定により情報処理技術者試験合格 情報処理技術者試験規則(昭和四十五年通商産業省令第五

受けている者 条第三項の規定により電気通信主任技術者資格者証の交付を 薬剤師 電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号) 第四十六 第三条の表の上欄の第五号又は第六号に掲げる科 第三条の表の上欄の第四号に掲げる科目

受けている者

条第三項の規定により電気通信主任技術者資格者証の交付を

第三条の表の上欄の第五号に掲げる科目

電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号) 第四十六

- 2 -

る科目 九 司法試験に合格した者 第三条の表の上欄の第六号に掲げ

十一 行政書士 第三条の表の上欄の第六号に掲げる科目十 司法書士 第三条の表の上欄の第六号に掲げる科目

## 第二章の二実務修習

## (実務修習の内容及び方法)

れぞれ同表の下欄に掲げる単位数以上行わなければならない。、一の実施期間内に、次の表の上欄に掲げる課程について、そ第二十一条の二(実務修習は、講義及び演習により行うものとし)

						1
ക	五	四	三	_	-	
の業務に関する理論及び実務	工業所有権に関する条約その他の弁理士	商標に関する理論及び実務	意匠に関する理論及び実務	特許及び実用新案に関する理論及び実務	弁理士法及び弁理士の職業倫理	課程
	十七単位	三十単位	二十四単位	五十七単位	十六単位	単 位 数

- ることを基本とする。 実務修習の単位の計算方法については、三十分を一単位とす
- 認する等適切な方法により行わなければならない。 及び高等の専門的応用能力の修得がなされていることにつき確3 実務修習の実施に当たっては、弁理士となるのに必要な技能
- で修習させることができる。をいう。)を高度に利用して、実務修習の実施場所以外の場所条に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に係る記録媒体の他の高度情報通信ネットワーク及び電磁的記録(法第七十五年、講義については、多様なメディア(放送、インターネットそ

る科目 第三条の表の上欄の第七号に掲げ八 司法試験に合格した者 第三条の表の上欄の第七号に掲げ

- 行政書士 第三条の表の上欄の第七号に掲げる科目。 司法書士 第三条の表の上欄の第七号に掲げる科目

は、一の実施期間内に、前条第一項の表の上欄に掲げるすべて第二十一条の三 実務修習の受講者(以下「修習生」という。)

の課程について、それぞれ同表の下欄に掲げる単位の修得(以

し、実務修習の実施期間内に補習その他適切な措置を講ずる。部を修得できなかった場合には、必要に応じ、当該修習生に対2 経済産業大臣は、修習生が疾病その他の事由により課程の一下「課程の修得」という。)をしなければならない。

### 実務修習の一部免除)

書類作成事務」という。)に専ら三年以上従事した者規定に違反しないで行われるものに限る。以下「工業所有権平成二年法律第三十号)第三条第三項の規定により出願書類(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(出願書類(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(法第七条第一号に該当する者であって、当該者が所属する法第七条第一号に該当する者であって、当該者が所属する

事務に係る補助業務に専ら五年以上従事した者二 法第七条第一号に該当する者であって工業所有権書類作成

四 法第七条第二号に該当する者

# 五法第七条第三号に該当する者

- よる実務修習の受講の申請と併せて行わなければならない。3 第一項の規定による申請は、第二十一条の六第一項の規定に
- に対し、当該申請に係る課程を免除することができる。 実務経験等を有している者と認めるときは、当該申請をした者審査し、免除の申請がなされた課程を修得した者と同等以上の4 経済産業大臣は、第二項の申請書を受理したときは、これを
- を要しない。

  | ては、実務修習の実施期間内において、免除された課程の修習| 6| | 修習生は、第四項の規定により課程が免除された場合におい|

## (実務修習の日程等の公告)

臣があらかじめ官報で公告する。付期間その他実務修習の実施に関し必要な事項は、経済産業大第二十一条の五(実務修習の日程、実施場所及び受講の申請の受

#### (受講の申請)

ハ。 | | |合には、実務修習受講申請書にその旨を記載しなければならな

#### (手数料の納付)

第二十一条の七 法第十六条の十四第一項に規定する手数料は、

ればならない。実務修習受講申請書に、特許印紙をはって、これを納付しなけ

### (実務修習の通知)

務修習の日程及び実施場所を通知するものとする。による実務修習の受講の申請があったときは、当該申請者に実第二十一条の八(経済産業大臣は、第二十一条の六第一項の規定)

2 第二十一条の四第五項の通知は、前項の通知と併せて行う。

### 実務修習の修了)

習修了証」という。)を交付する。対して、実務修習を修了したことを証する書面(以下「実務修正あっては、免除された課程を除く。)の修得をした修習生ににより、すべての課程(第二十一条の四第六項に該当する場合第二十一条の九 経済産業大臣は、第二十一条の三第一項の規定

### (修了証の再交付)

修習修了証の再交付を申請することができる。修了証を破り、汚し、又は失ったときは、経済産業大臣に実務第二十一条の十(実務修習修了証の交付を受けた者は、実務修習

#### (規定の適用)

第二十一条の十一 法第十六条の三第一項に規定する指定修習機

規定する手数料は、 は「指定修習機関」と、 けた手数料は、 」とあるのは「 ろにより」と、 いずれかに該当することを証する書類を添付し」とあるのは「 びに様式第一の規定の適用については、これらの規定(第二十 十一条の七、 項及び第五項、 務修習事務 により作成した実務修習受講申請書に写真及び法第七条各号の における第二十一条の三第二項、 条の七及び様式第一を除く。 法第十六条の六第一項に規定する修習事務規程の定めるとこ -中<sub>1</sub> (以下単に「指定修習機関」という。)が同項に規定する実 経済産業大臣」とあるのは「指定修習機関の長」とす (以下単に「実務修習事務」という。 第二十一条の八第一項、 法第十六条の十四第二項の規定により認可を受 第二十一条の七中「法第十六条の十四第一項に 第二十一条の五、 修習事務規程の定めるところにより」と、 実務修習受講申請書に、 第二十一条の六第一項中「、 中 第二十一条の六第一項、 第二十一条の四第二項、 経済産業大臣」とあるの 第二十一条の九、 特許印紙をはって )を行う場合 様式第一 前条並 第 第四

## (実務修習事務の範囲)

定める事務とする。
的な内容及び方法を定める実務修習の実施の要領をいう。)をるものは、実務修習実施要領(実務修習の目標並びにその基本第二十一条の十二 法第十六条の三第一項の経済産業省令で定め

#### 指定の申請)

定修習機関指定申請書に次に掲げる書類を添付して、経済産業機関の指定を受けようとする者は、様式第三により作成した指第二十一条の十三 法第十六条の三第二項の規定により指定修習

大臣に提出しなければならない。

ずるもの 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準

及び貸借対照表(申請の日の属する事業年度に設立された法 人にあっては、その設立時における財産目録) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録

Ξ 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予

申請に係る意思の決定を証する書類

五 四 役員の氏名及び経歴を記載した書類

実務修習事務に従事する職員の氏名を記載した書類

の概要及び整備計画を記載した書類 組織及び運営に関する事項を記載した書類 実務修習事務を行おうとする事務所ごとの実務修習用設備

現に行っている業務の概要を記載した書類

実務修習事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十二 法第十六条の三第五項第一号及び第二号のいずれにも該 当しない旨を誓約する書面 

2 に必要な書類の提出を求めることができる。 経済産業大臣は、前項各号に掲げるもののほか、 指定のため

(指定修習機関の名称等変更の届出)

第二十一条の十四 ばならない。 指定修習機関名称等変更届出書を経済産業大臣に提出しなけれ 定による届出をしようとするときは、様式第四により作成した 指定修習機関は、法第十六条の四第二項の規

## (修習事務規程の記載事項)

| る事項は、次に掲げるとおりとする。 | 第二十一条の十五 | 法第十六条の六第二項の経済産業省令で定め

実務修習の実施期間

| 実務修習の受講の申請に関する事項|

二 実務修習事務の手数料の額及び収納の方法に関する事項

関する事項
四 実務修習の日程の公示方法その他実務修習の実施の方法に

経験年数に関する事項を含む。)項(法第十六条の二第二項第三号に規定する弁理士としての項(法第十六条の二第二項第三号に規定する弁理士としての五)実務修習の講師又は指導者の数、選任及び解任に関する事

〈 実務修習教材に関する事項経験年数に関する事項を含む。

実務修習事務の一部委託に関する事項

実務修習修了証の発行に関する事項

実務修習事務に関する公平の確保に関する事項実務修習事務に関する秘密の保持に関する事項

| 実務修習事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

その他実務修習事務に関し必要な事項

(修習事務規程の認可の申請)

済産業大臣に提出しなければならない。 成した修習事務規程認可申請書に修習事務規程を添付して、経の規定により認可を受けようとするときは、様式第五により作第二十一条の十六 指定修習機関は、法第十六条の六第一項前段

より作成した修習事務規程変更認可申請書に変更後の修習事務習事務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第六に指定修習機関は、法第十六条の六第一項後段の規定により修

2

規程を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

## (修習事務規程の認可の基準)

#### (帳簿)

は、次に掲げるとおりとする。第二十一条の十八、法第十六条の八の経済産業省令で定める事項

実務修習の実施期間

実務修習の講義及び演習の実施場所

| 及びその単位数| | 実務修習の講師及び指導者の氏名、担当した講義又は演習|

士登録簿に登録されるまでの期間と実務修習修了後十年間とのえつけ、修習生が実務修習を修了後法第十七条に規定する弁理が、実務修習修了証の交付の年月日 実務修習を修了した者にあっては、前号に掲げる事項のほ五 実務修習を修了した者にあっては、前号に掲げる事項のほ

## (立入検査の身分証明書)

によるものとする。第二十一条の十九、法第十六条の十第二項の証明書は、様式第七

# (実務修習事務休廃止許可の申請)

ければならない。

した実務修習事務休廃止許可申請書を経済産業大臣に提出しな規定により許可を受けようとするときは、様式第八により作成第二十一条の二十(指定修習機関は、法第十六条の十一第一項の

#### (引継ぎ)

。| に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない第二十一条の二十一 指定修習機関は、法第十六条の十三第三項

実務修習事務を経済産業大臣に引き継ぐこと。

産業大臣に引き継ぐこと。第二十一条の十八の帳簿その他実務修習事務の書類を経済

その他経済産業大臣が必要と認める事項

#### (公示)

(実務修習事務の実施に要する費用の細目)

及び宿泊料の額並びに認可を受けようとする手数料の額の算出経費、旅費(鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃をいう。)、日当四条第一項の経済産業省令で定める事項は、認可を受けようと第二十一条の二十三 弁理士法施行令(以下「令」という。)第

第 3 第二十九条 第二十七条 2 2 2 第二十一条の二十四 添付して、会長に提出しなければならない。 項各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証する書類を に掲げる事由のいずれかに該当することを証する書類を添付し 関し必要な事項は、 なければならない。 方法とする。 (会計帳簿) (必要単位数の軽減) (雑則) 十六条 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成及び保存をし 様式第十により作成した継続研修の軽減申請書に、 弁理士は、 弁理士は、 継続研修の免除 様式第九により作成した継続研修の免除申請書に、 (略) 会長に提出しなければならない。 (略) (略) (略) (略) (略) 前項の規定による申請をする場合には、 前項の規定による申請をする場合には、 経済産業大臣が定める。 この省令に定めるもののほか、 実務修習に 前条第一 前項各号 遅滞なく 遅滞なく 3 2 第二十九条 2 第二十六条 第二十七条 2 3 7 3 7 電磁的記録をいう。 添付して、会長に提出しなければならない。 項各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証する書類を 及び保存をしなければならない。 に掲げる事由のいずれかに該当することを証する書類を添付し (会計帳簿) ( 必要単位数の軽減) (継続研修の免除) 弁理士は、前項の規定による申請をする場合には、 様式第二により作成した継続研修の軽減申請書に、 様式第一により作成した継続研修の免除申請書に、 弁理士は、 会計帳簿は、書面又は電磁的記録 (法第七十五条に規定する (略) 会長に提出しなければならない。 (略) (略) (略) (略) (略) 前項の規定による申請をする場合には、 第三十一条において同じ。 をもつて作成 前条第 前項各号 遅滞なく 遅滞なく

4 らない。 日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下 この条において同じ。) において、相当の償却をしなければな 償却すべき資産については、事業年度の末日 (事業年度の末

5 9 (略)

貸借対照表

第三十条 (略)

2 万円単位をもって表示するものとする。 貸借対照表に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百

3 の限りでない。 その他の言語をもって表示することが不当でない場合は、こ 貸借対照表は、 日本語をもって表示するものとする。ただし

4 • 5 (略)

6 いては、一年六月)を超えることができない。度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度につ 年度の前事業年度の末日の翌日 ( 当該事業年度の前事業年度が の期間とする。この場合において、当該期間は、一年(事業年 ない場合にあっては、成立の日)から当該事業年度の末日まで 各事業年度に係る貸借対照表の作成に係る期間は、 当該事業

(略)

(財産目録

第三十二条

(略)

2 格を付さなければならない。この場合において、 第二項に掲げる場合に該当することと<u>なった</u>日における処分価 を付すことが困難な場合を除き、法第五十二条第一項各号又は 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格 特許業務法人

> 4 らない。 日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下 この条において同じ。 償却すべき資産については、 )において、相当の償却をしなければな 事業年度の末日 (事業年度の末

5 9 (略)

(貸借対照表)

第三十条 (略)

2 万円単位をもつて表示するものとする。 貸借対照表に係る事項の金額は、一円単位、 千円単位又は百

3 の限りでない。 その他の言語をもつて表示することが不当でない場合は、こ 貸借対照表は、日本語をもつて表示するものとする。 ただし

4・5 (略)

6 度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度につ の期間とする。この場合において、当該期間は、一年(事業年 ない場合にあっては、成立の日)から当該事業年度の末日まで 年度の前事業年度の末日の翌日 ( 当該事業年度の前事業年度が いては、一年六月)を超えることができない 各事業年度に係る貸借対照表の作成に係る期間は、

7 9 (略)

第三十二条 (略)

( 財産目録)

2 格を付さなければならない。この場合において、特許業務法人 第二項に掲げる場合に該当することとなつた日における処分価 を付すことが困難な場合を除き、法第五十二条第一項各号又は 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価

みなす。 の会計帳簿については、 財産目録に付された価格を取得価額と

(略)

3

(登録又は登録の抹消若しくは回復の申請

第三十六条 続は、次に掲げるとおりとする。 令第七条第九号に規定する経済産業省令で定める手

\_ { 四 へ 略

(特許証等の再交付の請求)

て準用する場合を含む。)の規定による再交付の請求とする。 昭和三十五年通商産業省令第十三号)第二十二条第九項におい 通商産業省令第十二号)第十九条第八項及び商標法施行規則( 続は、特許法施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第十号) 第 六十七条 ( 実用新案法施行規則 ( 昭和三十五年通商産業省令第 一号)第二十三条第十二項、意匠法施行規則(昭和三十五年 令第七条第十号に規定する経済産業省令で定める手

(学術団体又は博覧会の指定の申請

第三十八条(令第七条第十一号に規定する経済産業省令で定める 場合を含む。)の規定による申請書の提出とする。 第二十三条第二項において準用する場合を含む。)、特許法施 手続は、特許法施行規則第十九条第一項(実用新案法施行規則 第三項及び商標法施行規則第二十二条第二項において準用する 行規則第二十二条の二第一項(実用新案法施行規則第二十三条

(ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定の申請)

の会計帳簿については、 みなす。 財産目録に付された価格を取得価額と

3 (略)

(登録又は登録の抹消若しくは回復の申請

第三十六条 号に規定する経済産業省令で定める手続は、次に掲げるとおり 弁理士法施行令(以下「令」という。 ) 第五条第九

とする。

— 〈 四 (略)

(特許証等の再交付の請求)

第三十七条 て準用する場合を含む。)の規定による再交付の請求とする。 昭和三十五年通商産業省令第十三号)第二十二条第九項におい 通商産業省令第十二号)第十九条第八項及び商標法施行規則 続は、特許法施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第十号)第 十一号) 第二十三条第十二項、意匠法施行規則 (昭和三十五年 六十七条 ( 実用新案法施行規則 ( 昭和三十五年通商産業省令第 令第五条第十号に規定する経済産業省令で定める手

(学術団体又は博覧会の指定の申請

第三十八条 令第五条第十一号に規定する経済産業省令で定める 第二十三条第二項において準用する場合を含む。)、特許法施 手続は、特許法施行規則第十九条第一項 (実用新案法施行規則 場合を含む。)の規定による申請書の提出とする。 第三項及び商標法施行規則第二十二条第二項において準用する 行規則第二十二条の二第一項 (実用新案法施行規則第二十三条

(ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定の申請)

出とする。 手続は、商標法施行規則第一条第一項の規定による申請書の提第三十九条 令第七条第十二号に規定する経済産業省令で定める

出とする。 手続は、商標法施行規則第一条第一項の規定による申請書の提第三十九条 令第五条第十二号に規定する経済産業省令で定める